

<前回の審議会での改定スケジュール>

- 1回目の改定
 - ・改定時期：令和8年1月（令和7年6月議会に条例案提出）
 - ・改定率：30%
- 2回目の改定
 - ・改定時期：令和11年4月
 - ・改定率：経費回収率100%になる改定（約30%）

<前回の審議会後の状況>

経営に関する国の考え方や今までの本市状況を基に審議会で話し合った改定スケジュールを基に財政部局と協議したところ、本市の財政について、高齢化の進行や障がい者給付の伸びによる社会保障関連経費の増大や、昨今的人件費の増大、物価高騰による経費の増大、国の制度改革や政策による地方負担の増大などにより財政状況が急激に悪化している状況です。

【小牧市の今後の財政状況】

市の財政状況の悪化が進んでおり、令和6年度は事業の切詰めにより基準外繰入金を抑制してきたが、令和7年度以降はこれまで以上に基準外繰入金を出すことは難しい状況



【下水道使用料の改定時期の変更】

下水道事業に必要な業務を計画的に進めていくためにも、使用料改定時期を早め、令和7年度の収入を少しでも増加させることにより市からの繰入金に左右されにくい経営を行うこととし、使用料改定スケジュールを下記のとおり変更することをお願いします。

【使用料改定時期の変更内容】

- 1回目の改定時期を「令和8年1月」から「令和7年10月」に変更します。（令和7年3月の定例会に使用料改定の条例を提出し、令和7年度当初予算に使用料改定による歳入増を計上します。）
- 2回目の改定時期までには少し期間があり、下水道事業、市の財政状況及び社会情勢も変化していることが考えられるため、より実情に対応できるよう具体的な改定時期を示すのではなく、「1回目の改定から概ね3年後」という表記とします。

<スケジュールの調整方法>

- ・十分な審議を行っていただくため、審議回数は4回のまま会議の間隔を短縮させていただきます。
- ・審議会の審議と並行して条例提出の事務を進めることで、答申から議案提出までの期間を短縮します。

<スケジュールの変更前後>

- ・使用料改定条例案を令和7年3月定例会に提出することで令和7年度の当初予算に下水道使用料の増額分を歳入として見込めることになり、その分市からの繰入金に左右されにくい経営（事業）を行うことが出来ることになります。

年度	月	変更前	変更後
R 6	4～5月	審議会（体系検討①）	審議会（体系検討①）5/14
	6～7月		審議会（体系検討②）7/17 予定
	8月	審議会（体系検討③）	審議会（体系検討③）8月下旬
	9～10月	審議会（体系検討④）	
	11～12月	審議会（体系検討④・決定）	審議会（体系決定・答申）11月
R 7	1月	審議会（答申）	
	3月	令和7年度予算案議会提出	使用料改定条例案の議会提出 令和7年度予算案議会提出 (改定後の収益増を見込む)
	6月	使用料改定条例案の議会提出	
	10月		使用料改定（約30%）
	1月	使用料改定（約30%）	
R 8 年度			
R 9 年度		3年3ヶ月	
R 10 年度			使用料改定（回収率100%）
R 11	4月	使用料改定（回収率100%）	

概ね3年

3年3ヶ月